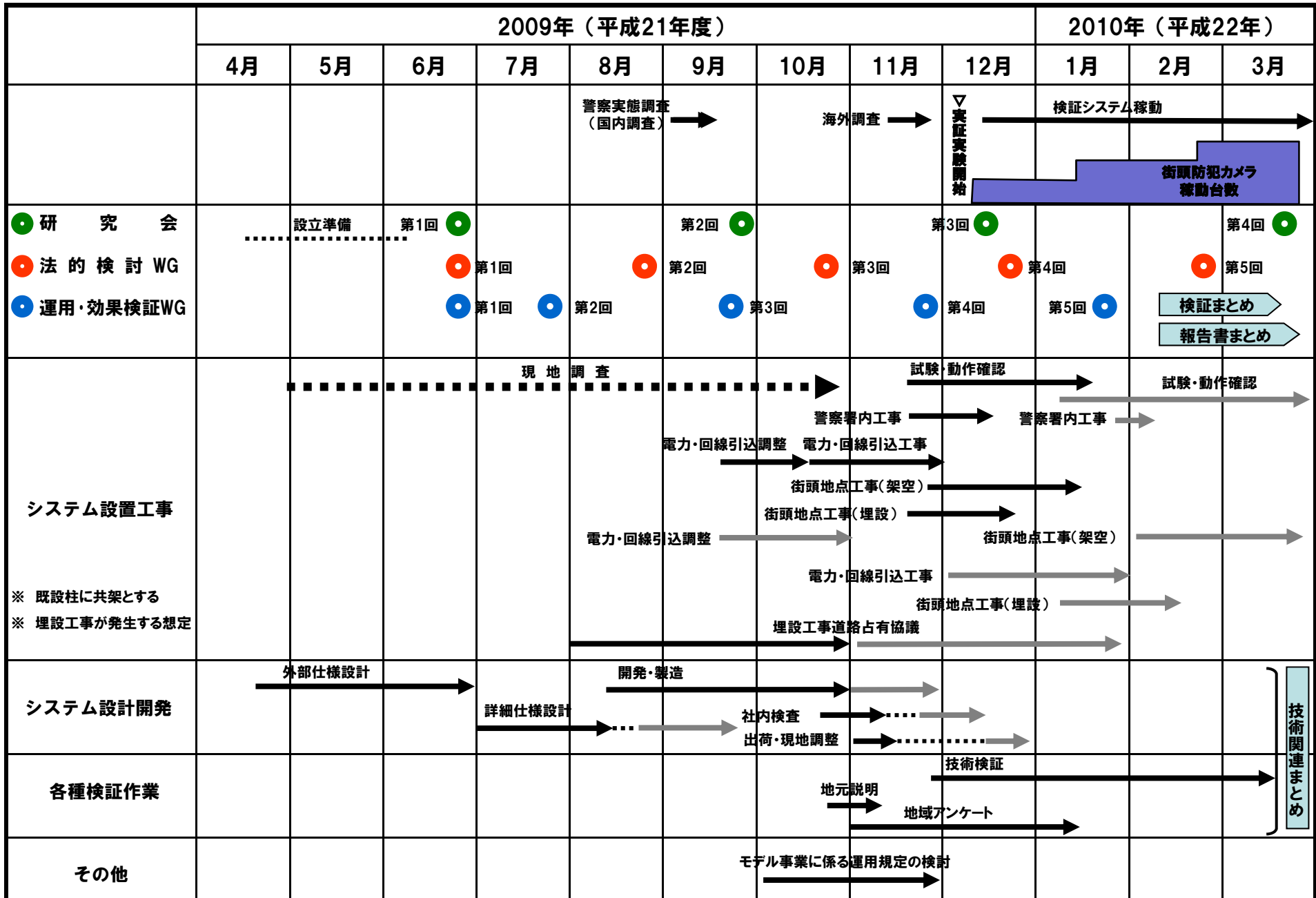


システム整備の進捗状況 について



技術関連まとめ

法的課題の整理状況 について

WGの進め方

第2回（8月27日）

- 防犯カメラ・写真撮影に関する判例・学説の整理
- 自治体等の運用ルール等の分析
- 警察設置の運用規程等の整理
- モデルシステム試験運用基準の検討

第2回 研究会
（9月29日）
へ報告

第3回（予定：10月末）

- 試験運用基準(案)の確定
- 法的課題の整理結果および提言イメージ
- イギリス等との比較

第3回 研究会
へ報告

第4回（予定：12月末）

- 試験運用による法的課題の検討
- 海外実態調査結果の分析
- 中間とりまとめ(案)の検討

第5回（予定：2月下旬）

- 設置後の運用状況に基づく法的課題の分析
- 中間とりまとめ・次年度の取組方針(案)

第4回 研究会
へ報告

警察における人の撮影の法的性質 —学説の整理—

- 強制処分説
- 任意処分説
- ・実務は、任意処分説での運用(令状不要)。

従来判例の整理と本モデル事業の位置付け

基準・要件 \ 形態	街頭防犯カメラ型	個別撮影(事前設置)型	個別撮影型
 <p>許容される範囲 の具体化</p>	<p>東京高判昭和63・4・1 犯罪発生の高度蓋然性 発生予測場所の継続的撮影</p> <p>+</p> <p>大阪地判平成6・4・27 街頭カメラ設置基準 目的の正当性 客観的・具体的な必要性 設置状況の妥当性 設置・使用の有効性 使用方法の相当性</p>	<p>最判昭61・2・14 現行犯性 証拠保全の必要性・緊急性 撮影方法の相当性</p> <p>↓</p> <p>東京地判平17・6・2 放火の合理的可能性 撮影範囲の相当性</p>	<p>最大判昭44・12・24 現行犯性 証拠保全の必要性・緊急性 撮影方法の相当性</p> <p>↓</p> <p>最決平20・4・15 犯人である合理的理由 必要性—相当性</p>
			<p>私人撮影映像の提供 名古屋高判平成17・3・30</p>

公共空間における撮影に関する諸説

撮影反対論

- 撮影の個別的根拠規定が存在しない(強制処分説)
- 公共空間における撮影は、個人のプライバシー・肖像権を侵害をするもので、許容されない
- 撮影データの目的外使用(市民の動向の「監視」)が懸念される

撮影容認論

- 公共空間における撮影は、警察法、警察官職務執行法の予定する行為
- 公共の場所にいる場合のプライバシーの利益は制約されており、撮影の目的の正当性・必要性があり、撮影手段の相当性、カメラ設置の妥当性等があればよい。
- 撮影データに関しては、一定条件下で管理する。

撮影の許容性に関する判例の考え方

警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右事由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである(最高裁大法廷判決・昭和44年12月24日・刑集23巻12号1625頁)

撮影の許容要件に関する判例の考え方

撮影の態様・状況による個別的検討(前頁表参照)

必要な要件

- 責任体制
- 表示
- 管理体制・方法
- その他

試験運用基準について

盛り込むべき項目

- 設置目的
- 設置場所の表示
- 管理体制の整備
- データの保存期間・活用手続
- 運用状況の公表
- 等

検討すべき事項

カメラ設置場所・撮影対象の選定

- 撮影方向・マスキングの設定
 - ⇒ 保護すべき「プライバシー」とは何か(例:雑居ビルの住居部分等・大阪地判平成6年参照)
 - ⇒ 誰が、どのような基準により設定するか

設置の周知について

- 設置の周知・表示について
 - ⇒ 住民説明(商店街、町会等への事前説明)
 - ⇒ 設置場所の表示(方法・内容)
 - ⇒ マスキングされる場所への周知は必要か(将来、ガイドライン化すべきか)

情報管理のあり方

- システム化に伴う課題(誤作動、誤動作、ヒューマンエラーによる情報漏洩)
 - ⇒ 試験運用基準で手当てすべき問題があるか(事前措置+事後措置)

データ保存期間

- 原則1~2週間(システム検証期間中は十分か)
 - ⇒ その間に検証に必要なデータを抽出

苦情処理について

- 苦情処理は、警察法第79条(苦情の申出)及びそれを受けた一般的規定・制度(公安委員会規程・通達)において対応
 - ⇒ 独自制度の整備は不要

**効果検証の測定指標等
について
(案)**

【1】本事業における効果検証の目的

実施内容

- 街頭防犯カメラそのものが犯罪・秩序違反の抑止に直接的に及ぼす効果
- 本事業で開発する行動認証機能が警察活動にどのように役立つかの検証

成果

- 運用・効果検証ガイドラインの策定

今後の都道府県警察における街頭防犯カメラシステムの整備・運用・管理を支援

【2】測定指標の選定の考え方

モデル地区(川崎駅東口地区)、比較対象のための隣接地区(川崎駅西口地区)及びカメラ未整備の類似地区(鶴見駅周辺地区)について、犯罪、秩序違反行為、軽微な反社会的行為等を対象として、個人情報保護の観点や継続的なデータ収集・分析可能性、データ収集の難易度等を総合的に検討したうえで選定する。

①	刑法犯認知件数	街頭犯罪を中心に、カメラがその犯行に影響を及ぼす可能性が高いと思料される罪種を選定
②	特別法犯検挙件数	風適法、軽犯罪法及び迷惑行為防止条例違反等の中でも秩序違反行為に近い特別法犯検挙件数を選定
③	子ども・女性対象事案認知件数	女性・子ども対象事案などは、報告様式により本部報告されていることから、報告件数を比較
④	110番受理件数	110番通報が上記①②に至る場合はもとより、それに至らない揉め事等についても、モデル地区等からの110番通報について、態様別に件数及び内容を比較
⑤	保護取扱状況	行動認証機能による泥酔者や迷子の保護の件数及び内容を比較
⑥	不法投棄回収状況	川崎市は不法投棄の回収回数を統計していることから、秩序違反行為(法令に触れる場合もあるが、被疑者の特定に至らない又は軽微なもの)の一態様としてカメラ設置前後を比較
⑦	放置自転車状況	川崎市において年1回(1日のみ)、特定の調査箇所において放置自転車の状況を把握していることから、カメラ設置前後の比較(年度比較)により放置自転車の増減を比較

【検討過程において除外した項目】

刑法犯認知件数のうち、強姦など発生件数が極めて少なく、件数の公表で個人情報特定されるおそれがある罪種や、落書き・放置自転車(月毎)の数値については、データが存在しないため、住民アンケートで意識調査を実施する。また、駐車違反についても、住民アンケートで意識調査を実施する。

【3】測定指標の内容

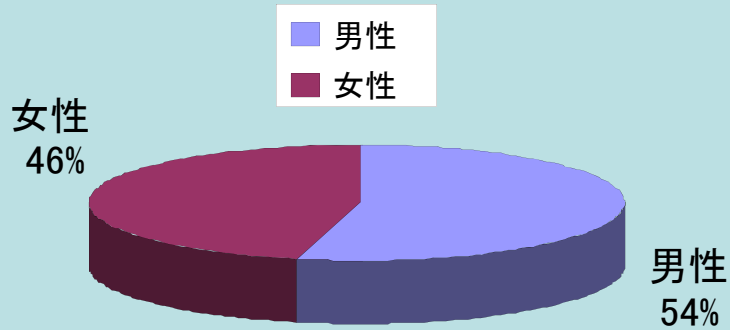
指標		内容
①	刑法犯認知件数	「刑法犯認知情報票」統計データ
		・乗り物盗 ・ひったくり ・暴行、傷害、恐喝 ・車上ねらい ・強制わいせつ等
②	特別法犯検挙件数	路上等において敢行される風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、軽犯罪法違反、神奈川県迷惑防止条例違反の検挙件数集計データ
		・客引き行為 ・つきまとい ・凶器携帯の罪 等
③	子ども・女性対象事案状況	警察安全相談、前兆事案対策件数から抽出
		・声かけ ・女性対象粗暴(ストーカー等) ・強制わいせつ(①と重複)
④	110番受理状況	県警通信指令課の110番通報受理状況集計データから当該地区における刑法犯の罪種別、保護関係別等のデータ抽出
⑤	保護取扱状況	保護事案集計データから路上等で保護された事案を抽出
		・泥酔者 ・迷子
⑥	不法投棄回収状況	川崎市実施の不法投棄回収件数及び重量データ
⑦	放置自転車状況	川崎市実施のデータ(年1回(1日のみ))からの特定箇所におけるデータ抽出 ※年1回調査のため、前年度との比較のみ

アンケートの実施について (案)

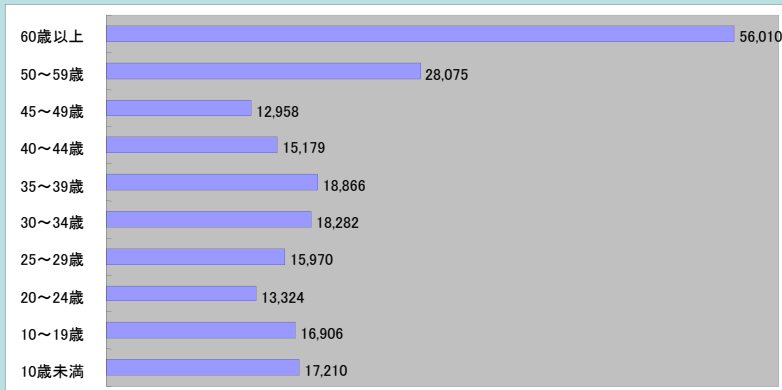
全体概要

調査方法	調査対象	設問数	実施予定時期
個別面接調査 または郵送	川崎市居住人口：約216,000人 幸区 居住人口：約153,000人 ※平成21年9月1日現在	26	10月～12月 ※設置後調査は来年度実施予定 ※設置後調査時には、地域住民に加え、商業者や勤め人、来訪者への実施も検討

川 崎 区

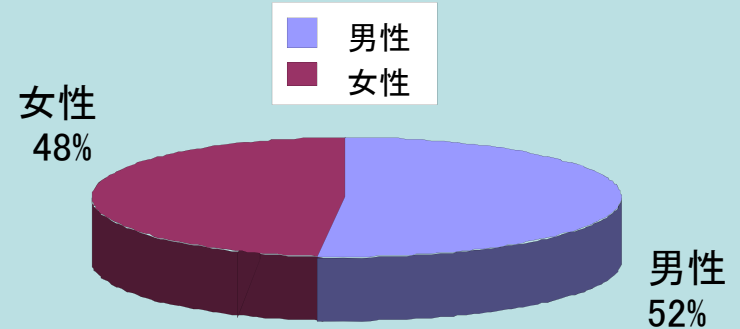


年齢別構成人口

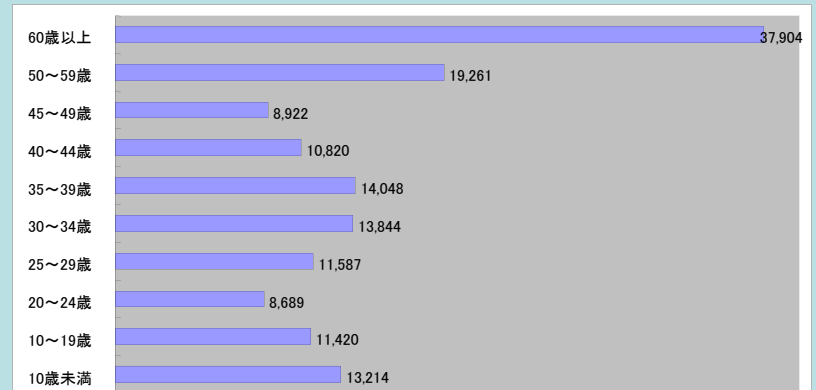


平成20年10月1日現在

幸 区



年齢別構成人口



平成20年10月1日現在

地域住民アンケート設計

質問	大項目	項目	質問内容等	参考アンケート事例等
1	防犯対策一般	防犯対策の主体	適切と思われるカメラの設置管理主体	犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（19）
2		必要な対策	犯罪抑止手法と安全な地域社会生成手法	治安に関する世論調査－H16（15）
3		安全・安心とプライバシー	カメラ設置とプライバシー確保の比較	犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（20）
4	川崎駅前地区	利用頻度	モデル地区内の利用頻度	オリジナル
5		通過頻度	モデル地区内の通行頻度	オリジナル
6		経路選択基準	通行経路選択の際の基準	オリジナル
7		場所の回避傾向	回避場所の割合	オリジナル
8		秩序びん乱の認知	モデル地区内の不満度	犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（改）（38）
9		治安変化の認知	治安変化	犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（改）（10）
10		犯罪不安	自身や家族が犯罪被害にあう不安度	犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（改）（5）
11		被害見聞	見聞内容	上記に対応
12		カメラへの賛否	警察設置への賛成度	安全なまちづくりに関するアンケート（改）（17）
13		お住まいの地区	町丁目	自宅、店舗の正確な住所
14	居住年数		居住年数、営業年数	犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（27）
15	居住意向			犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（28）
16	地域防犯への関心		居住地域および営業地域	オリジナル
17	近所付き合い			犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（30）
18	町内会参加			犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（33）
19	自主団体参加			犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第3回（34）
20	属性等		性別	
21		年齢		
22		同居人数	居住人数、従業員数	
23		同居家族		
24		乗り物保有数		
25		住宅の種類		
26		住宅の建て方		

3都府県における街頭防犯カメラの運用状況

		警視庁	大阪府警察	広島県警察
設置地区 設置台数		<ul style="list-style-type: none"> •新宿区歌舞伎町地区～55台 •渋谷区宇田川地区～10台 •豊島区池袋地区～35台 •台東区上野2丁目地区～15台 •港区六本木地区～35台 合計150台	<ul style="list-style-type: none"> •大阪市中央区 ミナミ地区 等 合計57台	<ul style="list-style-type: none"> •広島市中区 流川・薬研堀地区 合計30台
設置地区の特徴		繁華街	繁華街、道路、公園	繁華街
運用基準		<ul style="list-style-type: none"> •東京都公安委員会規程 •警視庁副総監通達 	<ul style="list-style-type: none"> •大阪府警察本部 生活安全部長通達 	<ul style="list-style-type: none"> •広島県公安委員会規程 •広島県警察本部長通達
設置表示		エリア表示	個別表示 エリア広報	エリア表示 個別表示
データ保存期間		原則7日間	原則7日間	14日間
モニタリング	本部	常時実施	モニター設置なし	モニター設置なし
	署	必要時のみ実施	必要時のみ実施	必要時のみ実施
公表状況		警視庁HPで効果及び運用状況を公表	大阪府警察本部広報 掲示板で運用状況を 公表	広島県警察HPで運用状況を公表